

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：特定非営利活動法人 紫明倶楽部]

[記載日：令和2年12月20日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 特定非営利活動促進法の遵守を行っている。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 各種法令の遵守に努めている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 定款の定めに基づき、理事、監事を置き、最低月に1回の運営委員会を行っている。	A
<b>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 ホームページ ( <a href="http://shimei.club/">http://shimei.club/</a> ) において、本会の設立理念を示している。	A
<b>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 当会独自の行動規約を策定し、毎月の運営委員会に置いて、コンプライアンス研修を行っている。	A
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 当会独自の行動規約を策定し、指導者・競技者への教育を行っている。	A

<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
理事等の経済的利益の透明性を確保するための役員等の報酬に関する規程を団体内において明確に定め運用している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
倫理規定第 3 条第 8 項において、補助金等の経理処理に対しての不正行為を禁じている。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
毎年監事による会計監査を行い、必要に応じて外部の会計事務所への外部監査を行うことができる体制を整備している。	
<b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
HP 上で、決算情報や事業報告を行っている	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
HP 上で、ガバナンスコードの取り組み状況を公開している	